みなかみ町まちづくり基本条例「逐条解説書」

平成20年4月1日施行

みなかみ町総合政策課

平成20年4月1日作成

みなかみ町まちづくり基本条例「条例の構成」

前　文

第１章　総則
　第１条　（目的）
　第２条　（用語）
　第３条　（基本理念）

第２章　情報の共有
　第４条　（情報共有の原則）
　第５条　（情報の提供）
　第６条　（個人情報の保護）

第３章　町民の権利、参画及び協働
　第７条　（町民の権利）
　第８条　（町民参画の推進）
　第９条　（委員公募の手続）
　第10条　（町民意見提出の手続）
　第11条　（協働の原則）

第４章　町民、議会及び町の責務
　第12条　（町民の責務）
　第13条　（議会の責務）
　第14条　（町長の責務）
　第15条　（町の責務）
　第16条　（コミュニティの役割）

第５章　財政
　第17条　（予算の編成及び執行）
　第18条　（予算の説明）
　第19条　（決算の説明）
　第20条　（財産管理）
　第21条　（評価の実施）

第６章　連携
　第22条　（町外の人々との連携）
　第23条　（国及び他の地方公共団体との連携）

第７章　条例の位置付け及び見直し
　第24条　（条例の位置付け）
　第25条　（条例の見直し）

附　則

みなかみ町は、谷川連峰に抱かれ、利根川の清流と実り豊かな田園が広がり、三国街道の歴史とともに発展してきた、平和で自然豊かな美しいまちです。

わたしたちは、この美しいみなかみ町の自然との共生を進めながら、うるおいや生きがいを感じ、自助・互助・扶助の精神に基づく心豊かな生活を送ることのできる希望のあふれるまちを創造します。そして、町民、議会及び町がまちづくりの基本となる理念を共有し、力を合わせて地域力を高めるとともに、すべての子供たちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できる活力あるみなかみ町を築いていくため、ここに、みなかみ町まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

① 前文は、まちづくり基本条例を制定する意義や目的を宣言したものです。

② 今までのまちづくりは、行政主導で行われてきましたが、地方分権改革等により、まちづくりも大きく変わろうとしています。活力あるまちづくりをするために住民参加が大変重要視されるようになりました。国や県の政策に対応したまちづくりから、住民が主体となって政策を提案し、それを施策に取り入れていくまちづくりに変わろうとしています。そこで、町民、議会及び町がそれぞれの役割と責務を明確にし、町民が主体となってまちづくりに参画し、協働によりまちづくりを進めることで、地域力を高め活力ある「みなかみ町」を実現するために「みなかみ町まちづくり基本条例」の制定が必要となりました。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、みなかみ町のまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、その基本事項を定め、町民、議会及び町が協働をする活力あるみなかみ町の自治の実現を図ることを目的とします。

【解説】

① 本条例の目的を規定しました。本条例は、本条例第3条（基本理念）の規定及び各条文の規定の基本事項に基づき、町民、議会及び町が協働をすることにより、活力あるみなかみ町の自治の実現を図ることが目的です。

② 「まちづくり」とは、自治を示します。

【参考】

① 地域の課題は、その地域の住民が自主的に解決するというのが「住民自治」です。これに対して、地方自治体を国家から独立した個別の団体とみなし、地方的な事務は、その団体に任せるというのが「団体自治」です。

（用語）
第２条　この条例において用いる言葉の意味は、次のとおりとします。
⑴　町民　町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体並びに町内の事務所又は事業所に就業する者をいいます。
⑵　議会　みなかみ町議会をいいます。
⑶　町　議会を除く執行機関をいいます。
⑷　まちづくり　住みよいまち及び豊かな地域社会をつくるために行われる町政及び全ての公益的な取組をいいます。
⑸　参画　町の政策及び計画の立案から実施までの過程に町民が参加し、意思が反映されること並びに地域におけるまちづくりに関する町民の活動をいいます。
⑹　協働　町民、議会及び町が、それぞれの役割及び責任の下で、お互いを尊重しながら協力し、まちづくりに取り組むことをいいます。

【解説】
①　本条例の各条文の中で使われる言葉で、認識を共通にしておきたい重要な言葉の意味を規定しました。
②　第1号「町内に住所を有する者」とは、住民基本台帳に記録されている者をいいます。
③　第1号「町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とは、住所や居住に関係なく、町内に事務所又は事業所を保有する個人及び法人その他の団体をいいます。
④　第1号「町内の事務所又は事業所に就業する者」とは、住所や居住に関係なく、町内で働いている者をいいます。また、「事務所又は事業所」には、公的機関も含まれます。
⑤　第1号に「居住する者」や「町内の学校に就学する者」を規定していない理由は、これらの者については、必要に応じて参画を求めることが望ましいと考えたからです。
⑥　第3号「議会を除く執行機関」とは、町長（水道事業管理者としての町長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
⑦　第4号「公益的な取組」とは、町民が地域を取り巻く様々な課題等に取り組むことや町民が主体となった公益的なまちづくりの活動をいいます。
⑧　第5号「意思が反映されること」とは、町民の私的な意思までもすべて反映されるということではありません。例えば、町が事業を行う場合に町民説明会を行いそこで町民意見を求めると賛成意見と反対意見が必ずあると思います。その反対意見を無視するのではなく、どうすればより効果があり、多くの町民が納得するものにできるのか、町と町民が真剣に議論し、その結果を事業に反映させるということです。本条例第12条第2項（町民の責務）に「町民は、まちづくりに参画をするに当たり、自らの発言と行動に責任を待つよう努めるものとします」とありますので、町民は、無責任な発言や行動をしないことが必要となります。
⑨　第6号「それぞれの役割及び責任の下で」については、本条例第4章（町民、議会及び町の責務）で規定しています。

（基本理念）
第３条　まちづくりは、町民一人ひとりが自らの意思と責任によって参画をするとともに、町民、議会及び町がそれぞれの果たす役割と責任を分担し、協働をすることを基本とします。

【 解 説 】
① まちづくりにおける基本的な考え方を規定しました。
② 第3条の1行目「自らの意思」とは、参画をすることは、義務（強制）ではなく、参画をしなくても罰則や不利益を被ることはないということを意味します。しかし、町民が一人でも多くまちづくりに参画をすることが大切です。

第２章　情報の共有
（情報共有の原則）
第４条　町民、議会及び町は、まちづくりに関する必要な情報を相互に提供し、当該情報を共有するよう努めなければなりません。

【 解 説 】
① 町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有することを規定しました。協働によるまちづくりを実現するためには、町民、議会及び町が情報を共有することが不可欠です。情報の共有は、町民の参画や協働を行う上での前提条件でもあります。なお、実際には、まちづくりに関する情報は、町が多く保有しているため、町からの情報提供がほとんどですが、町民及び議会からの情報提供も必要となります。

（情報の提供）
第５条　町は、まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例（以下「政策等」という。）の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めなければなりません。

【 解 説 】
① 町が町民に対し、分かりやすく情報を提供することを規定しました。本条例第7条第3項（町民の権利）の「町民が情報を知る権利」を尊重するとともに町民が「まちづくりへ参画をする権利」を行使する上での前提条件となるものです。町からの情報提供により、まちづくりに参画をしたいという町民の興味や意欲を喚起することで、情報が共有され、町民の参画が促進し、協働によるまちづくりが実現できるものと考えています。
② 第5条の1行目「まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例」の例は、以下のとおりです。
◎町の総合計画（基本構想・基本計画）
◎町の各行政分野の施策の基本事項を定める計画（高齢者福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・次世代育成支援計画・地域防災計画・国民保護計画・行政改革大綱・集中改革プラン等）
◎町の基本事項を定める条例（まちづくり基本条例・環境基本条例・情報公開条例等）
◎町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例等（町税条例・国民健康保険条例・手数料徴収条例・美しいみなかみの風景を守り育てる条例・開発指導要綱等）
◎町民生活に重大な影響がある事業等（全住民を対象とした公共施設の建設等）
◎町民生活の安定及び安全と密接な関係にある施策等（環境・福祉・保健衛生・税・防災等）
◎予算、決算、財政計画及び統計に関するもの
◎審議会等の委員公募、町民意見提出及びその他の町民の参画に関するもの
③ 第5条の3行目「分かりやすく情報を提供する」とは、広報みなかみやみなかみ町ホームページ等により正確で分かりやすい表現を用いたり、図表及びグラフを活用したり、他の自治体との比較等をしたり、町民の視点に立って資料を作成し、情報を提供することです。また、町民に最新情報を提供するため情報の発生の都度速やかに情報を更新することも必要です。

（個人情報の保護）
第６条　町及び議会は、個人に関する情報の保護を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供及び管理について、十分な配慮をしなければなりません。

【 解 説 】
① 町及び議会が個人情報の保護に配慮することを規定しました。情報共有や情報提供と同様に個人情報の保護を図ることも重要であります。
② 第6条の2行目「十分な配慮」とは、みなかみ町個人情報保護条例の規定による配慮を基本とします。

第３章　町民の権利、参画及び協働
（町民の権利）
第７条　町民は、まちづくりの主役であり、まちづくりに参画をする権利を有します。
２　前項の権利は、町民にとって基本的な権利であり、町民は、まちづくりの活動に平等な立場で参画をすることができます。
３　町民は、まちづくりに関する必要な情報について、知る権利を有します。
４　町民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。
５　満２０歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画をする権利を有します。

【 解 説 】
① 町民のまちづくりにおける権利を規定しました。地方自治法では住民の権利として、普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利（地方自治法第10条第2項）や普通地方公共団体の選挙に参与する権利（地方自治法第11条）等があります。
② 第1項「参画をする権利」とは、まちづくりにおいて町民の参画は不可欠なものであり、本条例の基本的な権利として定めるものです。なお、まちづくりへの参画権は、地方自治法には直接明示されていません。
③ 第2項「平等な立場で参画をする」とは、社会的又は経済的環境の違いや、性別、国籍、信条及び心身の状況等により差別されないことです。また、町の不当な関与を受けないで、対等な立場で参画をすることができることです。
④ 第3項「知る権利」とは、協働によるまちづくりを推進する上で当然の権利であるといえます。情報を知らなければ、町民の参画もありえません。また、みなかみ町情報公開条例第1条（目的）で「町民の知る権利を尊重し・・・」と規定しています。
⑤ 第4項「意見を表明し、提案する権利」とは、町が行う政策等に対し、本条例第10条（町民意見提出の手続）に規定する手続により意見を表明し、提案するだけではなく、町民がまちづくりに関して自主的に随時、意見を表明し、提案する権利を規定しました。具体的な提案の方法として、みなかみ町ホームページのメール（町へのご意見箱）、要望書及び手紙等により行うものとします。
⑥ 第5項「満20歳未満の青少年」とは、町内に住所を有する者であれば、本条例第2条第1号（用語）の「町民」に含まれますが、大人たちによるまちづくりの成果は、子供たちも直ちに享受するものであり、未来のみなかみ町を担う子供たちの声を大人たちが真剣に聴き、まちづくりに反映させる仕組みが必要であるために規定しました。

（町民参画の推進）
第８条　町は、政策等の立案から実施までの過程において、町民の参画を求め、これを推進しなければなりません。
２　町は、町民からの意見等に対して、速やかに回答し、分かりやすく説明するよう努めるものとします。

【 解 説 】
① 町が町民の参画を推進することを規定しました。
② 町民参画は、本条例第9条（委員公募の手続）、本条例第10条（町民意見提出の手続）、公聴会、参加型検討会（ワークショップ）、地区別座談会、町民説明会及びアンケート等が考えられます。
③ 第1項「町民の参画を求め、これを推進」するものは、以下のとおりです。
◎町の総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は改定
◎町の各行政分野の施策の基本事項を定める計画の策定又は改廃
◎町の基本事項を定める条例の制定又は改廃
◎町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例等の制定又は改廃
◎町民生活に重大な影響がある事業等（全住民を対象とした公共施設の建設等の立案から実施までの過程）
◎町民生活の安定及び安全と密接な関係にある施策等（環境・福祉・保健衛生・税・防災等に関する立案から実施までの過程）
◎上記に掲げるもののほか、町長が特別に町民の参画を必要と認めたもの（町民生活に重大な影響がある事業等の立案から実施までの過程）
④ 第2項は、町民からの意見等に対して、町の説明責任を規定しました。町民からの意見等に対する誠実な対応は、町民との信頼関係を強化する上でも重要なことであります。また、「意見等」とは、意見、要望及び苦情等をいいます。

【 町民参画における特例 】
① 現段階で、原則として町民の参画を求めないものは、以下のとおりです。
◎法律、政令、省令又は通知（以下「法令等」という。）で審議会等の委員の資格要件が定められているもの（市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会等）
◎法令で縦覧、公告又は公聴会の開催の手続が義務付けられているもの（都市計画法に基づく都市計画決定等）
◎法令等により町民の意見を反映させる余地が極めて少ないもの（法令等の定める基準に従うことが求められている場合や事実上の標準等が既にあって、それに従うことが明らかに合理的と認められる場合をいいます。また、町の内部事務の処理に関するものも含まれます。）
◎地方自治法第74条第1項に規定する直接請求により議会へ提出するもの（地方自治法第74条第1項で、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができると規定されています。直接請求により提出された条例案に対しては、町長は修正できないので、町民の参画を求めないものとします。）
◎町税、保険料及び保育料の賦課徴収に関するもの（「町税」は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税、国民健康保険税をいいます。「保険料」は、介護保険料をいいます。「保育料」は、保育園保育料、幼稚園保育料、学童クラブ保育料をいいます。）

◎手数料、使用料、分担金、負担金、加入金及び過料の徴収に関するもの（「手数料」は、住民票の交付、戸籍謄本の交付、納税証明、固定資産税評価額証明及び犬の登録等の手数料をいいます。「使用料」は、上下水道、公共施設、町営住宅、温泉及び農業集落排水処理施設等の使用料をいいます。「分担金」は、土地改良事業及び農業集落排水処理施設等の分担金をいいます。「負担金」は、温泉特別負担金及び下水道受益者負担金等をいいます。「加入金」は、上水道加入金及び下水道区域外流入加入金等をいいます。「過料」は、国民健康保険税に係る過料等をいいます。

◎緊急を要するもの、軽微なもの及び町民の参画になじまないもの（「緊急を要するもの」とは、町民の参画の手続に要する時間を費やせば、政策等の効果が失われてしまい行政サービスの低下を招くおそれがある場合や災害対策等の緊急を要する場合をいいます。「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の改定を伴わないもので、条例であれば単純な文言の改正や法令の改正に伴い自動的に改正を要するものをいいます。「町民の参画になじまないもの」とは、特定の個人及び団体等に係る審査並びに行政処分に関するものや専門的知識が要求されるものをいいます。）

【参考】

① 金銭徴収について、本条例第10条（町民意見提出の手続）の規定により町民から意見を求めた場合は、現実的で切実な負担感が先立ち、とかく反対の意見表示のみに偏りがちになると思われます。案の賛否ではなく、建設的な意見を期待する町民意見提出の手続にはなじまないと考えられます。また、地方自治法第74条第1項の規定において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例の制定又は改廃は、直接請求の対象外とされているため、町民の参画を求めないものとします。

（委員公募の手続）

第９条　町は、審議会その他の附属機関等の委員を選出するときは、委員の一部を町民から公募するよう努めるものとします。

２　前項の委員を選出するときは、幅広い意見を取り入れるため、男女の比率及び年齢に配慮した人材の登用に努めるものとします。

【解説】

① 町が設置する審議会等の委員に町民からの公募委員を加えることを規定しました。附属機関の審議会等は、政策決定に大きな役割を果たしています。これまでは、町民といっても、特定の団体の代表者や有識者が選ばれる傾向がありましたが、この規定により公募委員を加えることで町民の参画機会の拡充及び参画の促進並びに任命過程を透明化するという効果があります。

② 本条例第9条の「委員公募の手続」とは、町が設置する審議会等において、町民の様々な意見を取り入れまちづくりに反映させるために、町民から委員を公募する手続をいいます。また、手続については、各種審議会等は、それぞれ目的や内容等も違うため、応募資格や募集人数等を一律に規定するべきものではないと考えられますので、その都度、公募要領等を作成し、委員公募を行うものとします。

③ 第1項「審議会その他の附属機関等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例を根拠とする附属機関及びその審議、協議等の結果を町政に反映させることを主な目的として規則、要綱等に基づき設置する協議会、委員会その他の合議制機関をいいます。

④ 審議会等を条例等で定めている委員の構成は、当面その条例等の規定により施行しますが本条例第24条（条例の位置付け）及び第25条（条例の見直し）の規定により、見直しをしていくこととします。

【 審議会等の委員公募の手続の流れ（案） 】

審議会等を新設するとき又は審議会等の委員任期満了のとき

委員の一部を町民から公募する

町民から委員を公募しない

※本逐条解説書7～8ページ（町民参画における特例及び参考）の解説のとおり

委員の公募要領等の作成

＜公募要領等の作成における検討事項（例）＞

①募集の目的　②募集人数　③応募資格（町民の範囲及び年齢）
④任期　⑤応募方法（応募用紙提出のほか、作文等）
⑥募集期間　⑦報酬の有無　⑧会議の開催予定
⑨委員の選考方法　⑩問い合わせ先等

※町の職員及び議会議員は、審議会等の公募委員の応募資格はないものとします。

町民の皆さんへ委員の募集開始

＜募集の方法＞

①広報みなかみ　②みなかみ町ホームページ等

＜募集の掲載内容＞

①公募要領等のとおり

町民から町へ応募

選考委員会で委員の決定

＜選考方法＞

①選考要領等を作成し、選考委員会で委員を決定する。
②男女の比率や幅広い年齢層に配慮する。

町民へ選考結果のお知らせ

＜選考結果＞

①文書で通知する。

審議会等の開催

（町民意見提出の手続）
第10条　町は、政策等を決定する前に、その案を相当な期間を設け、公表するよう努めなければなりません。
２　町民は、公表された政策等の案に対し、町へ意見を提出することができます。
３　町は、提出された意見を考慮し、その結果を取りまとめ、これを公表するよう努めなければなりません。

【 解 説 】
① 町が政策等を決定する前に、町民に対して政策等の案を公表し、意見の募集を行い、その提出された意見を考慮するとともに、その結果を公表することを規定しました。
② 本条例第１０条の「町民意見提出の手続」とは、別名パブリックコメントといいます。この手続の目的は、町の政策形成過程における公平性及び透明性の向上を図るとともに、町民のまちづくりへの参画促進と協働を推進することです。具体的には、町の重要な政策や計画の策定、町の基本事項を定める条例の制定等に際しては、政策等を決定する前に、その政策等の案及びその他必要な事項を公表し、これに対し町民からの意見を公募し、提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うとともに、意見に対する町等の考え方等を公表する一連の手続をいいます。実施に当たっては、その都度、実施要領等を作成し、町民意見提出の手続を行うものとします。
③ 第１項「相当な期間」とは、原則１ヶ月程度を想定しています。

【 町民意見提出の手続の流れ（案） 】

まちづくりに関する重要な政策や計画の策定
及び条例の制定等（以下、政策等）の案の作成

町民意見提出の手続をする

町民意見提出の手続をしない
※本逐条解説書７～８ページ（町民参画における特例及び参考）の解説のとおり

町民意見提出の実施要領等の作成
＜実施要領等の作成における検討事項（例）＞
①政策等の案の内容　②周知方法　③意見提出方法
④意見募集期間　⑤意見提出者の範囲（町民の範囲及び年齢）
⑥意見検討結果の公表予定時期　⑦問い合わせ先
⑧その他必要事項

町民の皆さんへ政策等の案の公表及び意見募集
＜公表内容＞
①政策等の案
②政策等の案を策定した趣旨、目的及び理由
③根拠となる法令
④意見の提出方法及び募集期間
⑤町民が政策等の案を理解するために必要な資料
＜意見募集の方法＞
①広報みなかみ　②みなかみ町ホームページ
③担当窓口での閲覧又は配布　④報道機関への情報提供等
※募集期間は、原則１ヶ月程度とする。

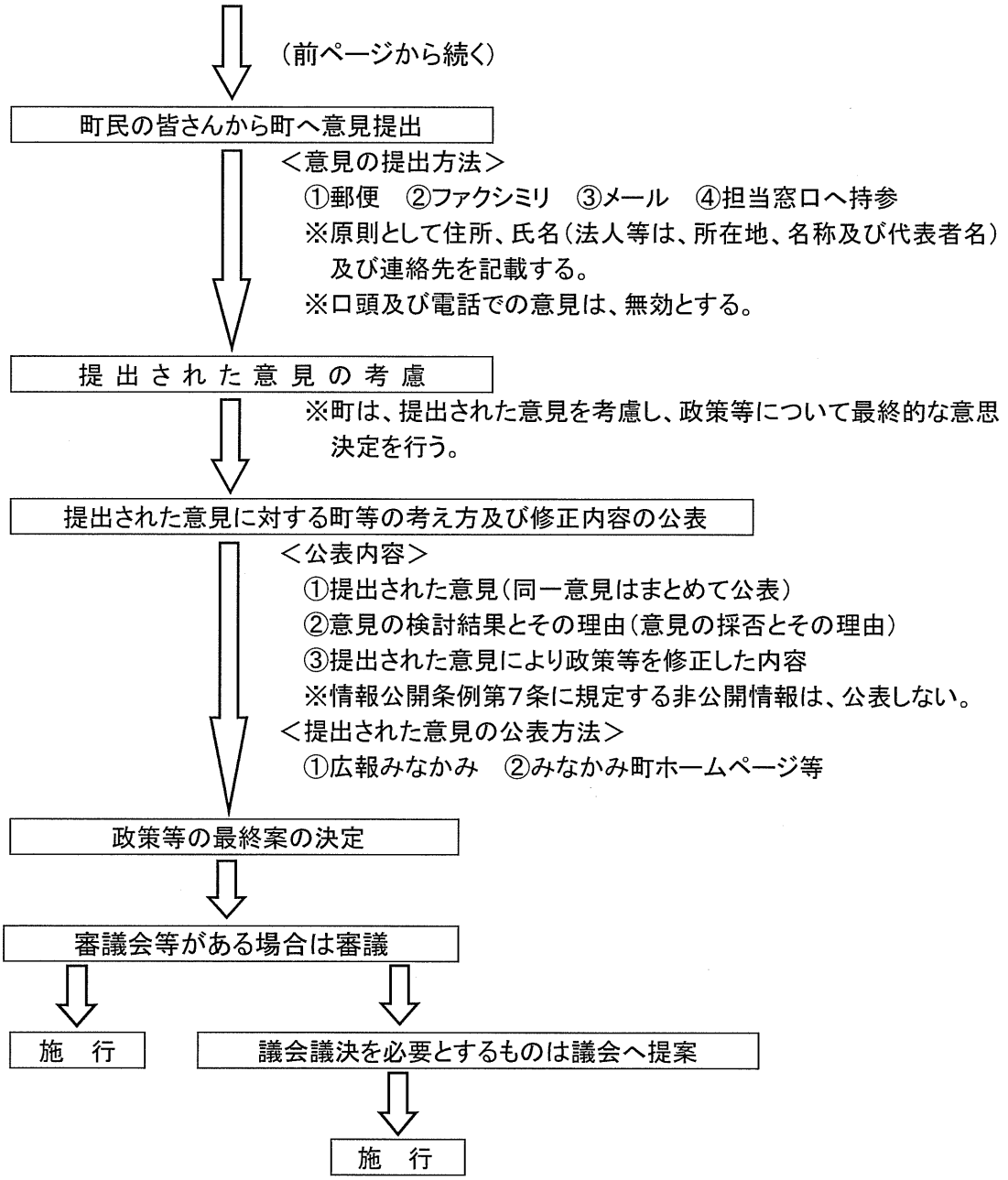

（協働の原則）
第11条　町は、町民のまちづくりに果たす役割を重視し、町民及び議会と協働をしてまちづくりを推進しなければなりません。

【 解 説 】

①　町は、本条例第3条（基本理念）に基づき、町民及び議会と協働をしてまちづくりを推進することを規定しました。

第４章　町民、議会及び町の責務

（町民の責務）

第12条　町民は、まちづくりに積極的に参画をするとともに互いに協力して、まちづくりの基本理念の実現に努めるものとします。

２　町民は、まちづくりに参画をするに当たり、自らの発言と行動に責任を持つよう努めるものとします。

【 解 説 】

①　町民のまちづくりにおける責務を規定しました。本条例第7条（町民の権利）の規定と対になる責務の規定です。法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として規定しています。

②　第1項は、本条例第7条（町民の権利）の「町民は、まちづくりの主役であり、・・・」という考え方から、町民がまちづくりに積極的に参画をして、協働によるまちづくりを推進することを責務として規定しました。

③　第2項「自らの発言と行動に責任を持つ」とは、町民は、参画をするに当たっては、無責任な発言や行動をせず、自らの発言や行動に責任を持たなければならないということです。協働によるまちづくりを推進するためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。

（議会の責務）

第13条　議会は、みなかみ町の意思決定機関として、町民の意思が町政に適切に反映されるよう長期的展望をもって活動しなければなりません。

２　議会は、町政が町民の意思を反映し、適切に運営されているか調査し、監視するとともに、その結果を町民に明らかにしなければなりません。

３　議会は、議員が議会活動を活発に行えるよう、その組織を機能的なものにしておかなければなりません。

４　議員は、町民の代表としての自覚を持ち、審議能力及び政策提案能力を高め、町民と情報の交換を行い、みなかみ町の振興と発展に努めなければなりません。

【 解 説 】

①　議会及び議員の責務を規定しました。議会の権限等については、地方自治法で規定されていますが議会の役割と機能の重要性を再確認し、町民に分かりやすくするために規定しました。

②　第1項「意思決定機関」とは、議会が執行機関と同様に民意の代表機関として独立性を有しており、重要な事項について、その意思を決定する権利を持っていることからこのように規定しています。地方分権の進展に伴い、自治体の責任の範囲、条例制定権の範囲及び自主課税権の行使の余地が拡大することを考慮すると意思決定機関としての地方議会と首長の責任はますます重要となります。また、地方自治法第96条で15項目の議決権を規定しています。

③　第2項「調査し、監視する」とは、地方自治法第98条の検閲・検査権及び監査請求権並びに第100条の調査権に基づき規定しました。

④　第4項は、地方自治法第112条に基づき規定しました。地方自治法第112条第1項では「議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。」と規定しています。地方分権の進展に伴い、議会の持つ行政チェック機能や議員による条例提案等の政策提案機能は、ますます重要性が高まると考えられます。

【 参 考 】 ※議会権限の中心的なもの
◎議決権（地方自治法第96条）
◎選挙権（地方自治法第97条、第103条、第182条）
◎検閲・検査権及び監査請求権（地方自治法第98条）
◎意見書提出権（地方自治法第99条）
◎調査権（地方自治法第100条）
◎長の不信任議決権（地方自治法第178条）等

（町長の責務）
第14条　町長は、みなかみ町の代表者として町の事務を管理し、公正、公平かつ誠実に町政を執行しなければなりません。
2　町長は、まちづくりの基本理念に基づき、町民とともに自主自立のまちづくりの推進に努め、町民の負託にこたえなければなりません。
3　町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力の向上を図り、効率的な事務の執行に努めなければなりません。

【 解 説 】
① 町長の責務を規定しました。町長の権限等については、地方自治法で規定されていますが、地方分権が進む中、町長の役割がますます重要性を増しています。みなかみ町の代表者としての総合的な視点に立ち、リーダーシップをとって地域経営を行うことが求められているため、規定しました。
② 第1項は、地方自治法第138条の2（執行機関の責務）、第147条（長の統括代表権）及び第148条（事務の管理執行権）の規定に基づき規定しました。
③ 第2項は、町長が日本国憲法第92条（自治の本旨）の住民自治・団体自治を具現化し、実行する責任者として、本条例に基づくまちづくりを推進するとともに、町民の負託に応え、自らの地位の重さを認識するものです。また、「負託」とは、町民の直接選挙により選ばれたみなかみ町の代表者である町長に、町民が期待し、信頼し及び信用し、町政を引き受けさせて任せることです。
④ 行政の具体的な事務を担っているのは、町の職員です。第3項は、町長が本条例に定めるまちづくりを推進するため、補助機関である町の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力の向上を図り、効率的な事務の執行に努めることを規定するものです。

【 参 考 】 ※町長の権限の主なもの
◎統括・代表権（地方自治法第147条）
◎事務の管理及び執行権（地方自治法第148条、第149条）
◎総合調整権（地方自治法第138条の3第3項、第180条の4、第221条第1項、第238条の2）
◎規則制定権（地方自治法第15条第1項）
◎事務組織権（地方自治法第155条、第156条、第158条）等

（町の責務）
第15条　町は、公正、公平かつ誠実な職務執行のための組織体制を整備するとともに、町民に分かりやすく機能的なものにしなければなりません。
2　町は、町民がいつでもまちづくりに関する提案ができるよう環境づくりに努めるものとします。
3　町の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者であることを自覚し、まちづくりの基本理念にのっとり、公正、公平かつ効果的に職務を遂行しなければなりません。

【解説】
① 町及び町の職員の責務を規定しました。
② 第1項の自治体の組織のあり方については、地方自治法で規定していますが、組織は町民にとって分かりやすく、地域経営体として機能的なものでなければなりません。
③ 第2項は、本条例第7条第4項（町民の権利）の「意見を表明し、提案する権利」を尊重し、町民の意思をまちづくりに反映させることにより、町民のまちづくりへの参画促進と協働によるまちづくりを推進することを目的として規定しました。

（コミュニティの役割）
第16条　町民は、心豊かな生活を送ることを目的として、地域及び共通の関心による町民同士の多様なつながり、組織及び集団（以下「コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、コミュニティを守り育てるよう努めなければなりません。
2　議会及び町は、まちづくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの役割を認識し、尊重するとともに、その活動を支援することができます。
3　町は、町民の主体的なまちづくりを実践するための組織を設置することができます。

【解説】
① 「コミュニティ」とは、地域共同体を意味します。町民がコミュニティを守り育てること、議会及び町がコミュニティの活動を支援すること及び町が町民の主体的なまちづくりを実践するための組織を設置することを規定しました。
② 第1項「心豊かな生活を送ることを目的として」とは、反社会的集団又は暴力的集団を除く意味で規定しました。
③ 第1項「地域及び共通の関心」の「地域」とは、地域コミュニティ（地縁を基盤とした活動、組織及び集団）を意味し、具体的には、行政区、町内会、子供会、老人クラブ、商店会、婦人会及びPTA等をいいます。また、「共通の関心」とは、テーマコミュニティ（テーマによって結びついた活動、組織及び集団）を意味し、具体的には、NPO、任意ボランティア団体、第3セクター及び公益法人等をいいます。コミュニティは、時代の流れで変化してきていますが、まちづくりに重要な役割を果たすことから守り育てることが必要です。
④ 第2項「その活動を支援する」とは、営利的又は宗教的な活動を除き、状況に応じて財政支援又は人的支援ができることです。これにより、コミュニティの推進を図ることが目的です。
⑤ 第3項「まちづくりを実践するための組織」とは、まちづくりの中心となる組織を意味しています。町のまちづくりや政策等を進める上で、重要な組織であり、設置を進めるべきと考え、規定しました。

第５章　財政

（予算の編成及び執行）

第17条　町長は、予算の編成及び執行に当たっては、みなかみ町の総合計画に即して、計画的な財政運営を行わなければなりません。

２　議会は、予算の議決に当たっては、常に議決機関としての責任を自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければなりません。

【 解 説 】

① 町長及び議会の予算の編成及び執行についての責務を規定しました。

② 第１項は、町長が町の最上位計画である、みなかみ町総合計画に即して、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果をあげるような計画的な財政運営を行うことを規定しました。

（予算の説明）

第18条　町長は、町民が予算内容を把握できるよう具体的に分かりやすく説明しなければなりません。

【 解 説 】

① みなかみ町の予算の説明について、規定しました。

② 第１８条の「分かりやすく説明」とは、平成１９年度においては、平成１９年度予算を説明した冊子「予算のあらまし」を全戸配布しました。今後も冊子の内容を更に充実させ、町民が町政に関心を持つことや認識を促進することで、まちづくりの参画を推進するものです。

（決算の説明）

第19条　町長は、決算をしたときは、町の主要な施策の成果を町民に分かりやすく報告しなければなりません。

【 解 説 】

① みなかみ町の決算の説明について、規定しました。決算については、地方自治法第２３３条第５項（書類作成・提出の義務）に規定されていますが、前条の予算と同様に町民が町政に関心を持つことや認識を促進することで、まちづくりの参画を推進するものです。

② 今後、外部監査や貸借対照表の導入について、検証するよう努めます。

（財産管理）

第20条　町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、町の財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければなりません。

【 解 説 】

① みなかみ町の財産管理について、規定しました。町の財産（土地、建物、基金等）は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効果的に活用しなければならないことを規定しました。

（評価の実施）
第21条　町長は、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、最もふさわしい方法で、町の政策及び事務事業の評価を行うよう努めるものとします。

【解説】
① 効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、町の政策及び事務事業の評価を行うことを規定しました。
② 町の政策及び事務事業の評価の仕方として行政評価等があり、その中には、政策評価、施策評価及び事務事業評価があります。第21条の「最もふさわしい方法」とは、その状況に応じ最もふさわしい方法により評価することをいいます。また、これまでの評価は、サービスの提供側（町）からみて、どれだけのコスト（予算及び職員）を投入したか、又はどれだけの成果（施設の建設数）を出せたかが基準でした。これからの評価は、サービスの受け手側（町民）からみてどれだけの効果があったかを考え、効率性や費用対効果の発想を自治体運営に入れるものです。
③ 町は、毎年20～30程の事業等を抽出し、試行的に評価を行う予定です。また、評価結果を基に政策及び事務事業の見直しや改善を図るよう努めます。

第６章　連携

（町外の人々との連携）
第22条　町民、議会及び町は、みなかみ町の活性化を図るため、町外の人々と相互に連携し交流を深め、まちづくりを推進するよう努めるものとします。

【解説】
① 町民、議会及び町が、町外の人々と連携し、交流を深め、まちづくりを推進することを規定しました。みなかみ町の人口減少が進む中、町民に限らず、在縁住民や交流住民もまちづくりの主体として考えました。
② 町外の人々へ、みなかみ町ホームページ等により、まちづくりの情報を発信し、町へのご意見箱（メール）等により、意見等を収集し、有効活用するとともに、町外の人々と連携し、交流を深め、まちづくりを推進することが必要です。

（国及び他の地方公共団体との連携）
第23条　町は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力し、まちづくりを推進するものとします。

【解説】
① 町が、町域を超えて広域的に対処しなければならない課題や共通する課題に対応するため国及び他の地方公共団体と相互に連携を図り、まちづくりを推進するために規定しました。

第７章　条例の位置付け及び見直し

（条例の位置付け）

第24条　この条例は、まちづくりの基本となるものであり、他の条例並びに規則、規程、要綱及び要領の制定又は改廃をする場合は、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

【 解 説 】

①　本条例の位置付けについて、規定しました。

②　本条例は、自主自立の自治体運営を支える基本的な理念や仕組みを定めたみなかみ町の最高規範です。そのため、他の条例並びに規則、規程、要綱及び要領の制定、改正及び廃止をする場合は、本条例の規定を最大限に尊重し、解釈するとともに、整合性を図ることが必要です。

（条例の見直し）

第25条　町は、この条例がみなかみ町のまちづくりに常にふさわしいものであり続けるため、この条例の施行後５年を超えない期間ごとに内容の検討をするものとします。

２　町は、前項の検討結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく諸制度について、見直しをするものとします。

【 解 説 】

①　本条例の見直しについて、規定しました。

②　第１項「施行後5年を超えない期間ごとに内容の検討をする」とは、本条例は、育てていく条例として、位置付けているため、施行後も常に本条例の実効性等を調査し、検討することが必要となります。

③　第2項は、第1項の検討結果を踏まえ、本条例及び本条例に基づく諸制度について見直しをするものです。

附　則

この条例は、平成２０年４月１日から施行します。